

全国旅行支援「いざ、神奈川！（第2弾）」の実施期間を6月30日まで延長します

新型コロナウイルス感染症により落ち込んだ神奈川県内の観光需要の喚起を促すため、県内旅行の割引等を行う全国旅行支援「いざ、神奈川！（第2弾）」の実施期間を6月30日まで延長します。

1 実施期間

変更前：令和5年1月10日（火曜日）から3月31日（金曜日）

変更後：令和5年1月10日（火曜日）から6月30日（金曜日）

※ ただし、ゴールデンウィーク期間である令和5年4月29日（土曜日）から5月7日（日曜日）（5月8日（月曜日）チェックアウト分まで）を除きます。

※ 宿泊旅行は4月29日（土曜日）及び7月1日（土曜日）のチェックアウト分は対象です。

2 令和5年4月1日（土曜日）以降の旅行の予約・販売開始

令和5年3月24日（金曜日）正午以降、準備が整った登録事業者から販売を開始しますので、詳しくは販売事業者にご問合せの上、お申し込みください。

※ 令和5年3月24日（金曜日）正午より前の既存予約は、割引の対象外です。

※ 感染の状況により、事業を中止又は停止する場合があります。

※ 予算額がなくなり次第、終了となります。

3 「いざ、神奈川！（第2弾）」の概要

日本国内にお住まいの方が神奈川県内への往訪をされる際の代金の割引と、旅行の際に飲食店、土産物店などで使用できる地域クーポンの発行を行います。

区分	割引率	割引上限額（1人当たり）	地域クーポン
宿泊旅行	旅行代金総額の 20%	交通付5,000円／泊	平日：2,000円 休日：1,000円
日帰り旅行		その他3,000円／泊	
		3,000円	

※ 交通付とは、旅行者の移動のための交通サービスを旅行商品に含むものを指します。

※ ただし1人1泊当たりの旅行代金が平日については3,000円（税込）以上、休日については2,000円（税込）以上のものを対象とします。日帰り旅行については、1人1回当たりの旅行代金が平日については3,000円（税込）以上、休日については2,000円（税込）以上のものを対象

とします。

- ※ 宿泊旅行については、宿泊日とその翌日が、ともに休日(土曜日・日曜日・祝日)の場合には、その宿泊は「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱うこととします。また、日帰り旅行については、土曜日・日曜日・祝日を「休日」として扱い、それ以外を「平日」として扱うこととします。

(参考) カレンダー(単独で祝日がある場合の例示です。)

	日	月	火・祝	水	木	金	土
宿泊	平日	平日	平日	平日	平日	平日	休日
日帰り	休日	平日	休日	平日	平日	平日	休日

- ※ 連泊については7泊分を上限として割引を適用します。
- ※ 国のGoToトラベル事業や他の自治体の実施する割引との併用はできません。
- ※ 地域クーポンの有効期限は、旅行最終日の翌日から起算して7日後又は令和5年7月1日(土曜日)のいずれか早い日までとなります。
- ※ 割引商品を利用する際は、ワクチン接種済証又は陰性証明の確認を行います。ワクチン接種済証については、3回以上の接種が要件です。
- ※ 利用方法の詳細は利用者専用ウェブページをご覧ください。

4 地域クーポンの有効期限の延長について

すでに、いざ、神奈川！(第2弾)の地域クーポン券をお持ちの方で、お持ちの地域クーポン券に係る旅行の最終日が令和5年3月25日(土曜日)以降の方については、有効期限が「旅行最終日の翌日から起算して7日後」となるように順次、延長します。

5 利用者用の問合せ先

<p>【利用者専用ウェブページ】</p> <p>https://www.kanagawa-kankou.or.jp/?p=we-page-entry&spot=462330&sbox=none</p> <p>【問合せコールセンター(地域クーポン以外)】</p> <p>電話 045-277-0773 受付時間 10時から17時まで(土曜日・日曜日・祝日は休業)</p> <p>※ 4月28日(金曜日)までは土曜日・日曜日・祝日も稼働</p> <p>【地域クーポン利用者専用コールセンター】</p> <p>電話 0120-120-564または050-3537-3650</p> <p>受付時間 10時から18時まで(土曜日・日曜日・祝日も稼働)</p>

問合せ先

神奈川県国際文化観光局観光課

課長 渋谷 電話045-210-5760

国内プロモーショングループ 中山 電話045-210-5767